

令和3年6月14日

地区事務長様経由

団委員長 様経由

ベンチャースカウト隊隊長 様

救急章技能章考査員 様

地区コミッショナー様

日本ボーイスカウト千葉県連盟  
県連盟コミッショナー 片寄 朗  
スカウト支援委員会委員長 児玉春美

### コロナ禍における救急章技能章考査の特別措置について

昨年来の新型コロナウイルス感染拡大により、スカウト活動も様々な制約を余儀なくされておりますが、とりわけスカウト支援委員会の主催する「ボーイスカウト救急法講習会（以下講習会）」は、身体接触を伴う実技を含むこと、また、講師・指導員が医療従事者の方々であることや、時々の感染状況推移など様々な要因が絡みあい、令和2年度は予定された講習会がすべて中止となりました。

今年度は講習会開設に向け準備が進んでおりますが、技能章の救急章取得は隼スカウト章の進級課目であり、取得には講習会の受講が必須となります。そこで対象スカウトと適用期間を定め、講習会受講を一時的に免除し、進級課目の履修を進めることのできるよう、下記のとおり特別措置を設けますので、対象スカウトにご案内ください。また、団内に救急章の技能章考査員のおられる場合は、考査員にもご案内いただきますようお願いいたします。

なお、今年度の講習会が予定通り開催される場合は受講を優先し、やむをえない事情により直近の講習会に参加できない場合にのみ本措置を適用いただくよう、併せてご指導をお願いいたします。

### 記

### コロナ禍における救急章技能章考査の特別措置

添付資料：救急章・技能章考査の特別措置

適用期間：令和3年6月より令和3年12月まで

適用対象：二年以内に消防の救命講習を修了した菊のベンチャースカウト

この件に関する問合せ先：

県連盟副コミッショナー：山下すみ江 Mail: s\_yamashit@r6.dion.ne.jp

以上

## 救急章・技能章考査の特別措置

令和3年6月14日

千葉県連盟コミッショナー 片寄 朗

コロナ禍によるボーイスカウト救急法講習会の中止による進級の停滞を避けるための特別措置として、技能章「救急章」の考査細目に次の代替措置を適用する。

考査細目		代替措置
(1)	ボーイスカウト救急法講習会 もしくはそれに準ずる救急法 講習会を修了する。(略) 考査方法：修了証目の提示	一年以内もしくは適用要件(※)を満たす期間内にボーイスカウト救急法講習会を受講することを条件に、救急法講習会事前課題の提出と救急法講習会講師との面談により、考査細目(1)を履修済みとし、他の考査細目の履修を進めることができる。 ※適用要件は新型コロナウイルス感染状況を踏まえ適宜県連盟コミッショナーが定める。

### 代替措置の適用要件と運用方法

1. 本措置は、二年以内に消防署の普通救命または上級救命講習を修了し、菊スカウト章を取得済みのベンチャースカウトに適用する。
2. 本措置は、令和3年6月より令和3年12月末までの期間に代替措置を完了（講師との面談を終了）する場合に適用する。
3. 本措置の適用を希望するスカウトは救急法講習会事前課題を作成後、隊長を通じて地区のスカウト支援委員長に申し出て、講習会講師の面談を受ける。面談後、課題の理解が十分であると判断した場合は、講師は考査細目(1)の仮認定（スカウト進級手帳への記名または捺印）を行う。
4. 考査細目(1)を除き、他の考査細目は技能章考査員が認定を行い、救急章を取得することができる。
5. 本措置は、講師との面談終了後、高校3年生のスカウトは令和4年3月末または富士スカウト章の全考査課目の認定が完了する前のいずれか早い方を、その他のスカウトは一年以内もしくは富士スカウト章の全考査課目の認定が完了する前のいずれか早い方を期限に、ボーイスカウト救急法講習会を受講することを条件とする。

以上